

## 令和3年11月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和3年11月24日（水）

午後3時00分 開 会      午後3時35分 閉 会

### 2 場 所

銚子市立銚子高等学校 春台会館1階サロン

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杉 崎 継 雄

### 4 出席職員

学校教育課長	宇野 聡	社会教育課長	石田 智己
銚子高等学校長	宮内 輝久	学校教育課長補佐	本田 拓二
教育総務室長	石毛 秀明	学校教育室長	古澤 孝男
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	網中 昭仁	学校給食センター所長	高木 利雄
青少年指導センター所長	野尻 孝	市民センター所長	植木 康之
公正図書館長	飯島 育子	スポーツ振興室長(兼体育館長)	宮内 明
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	岩船 等

### 5 議題等

議案第27号 令和3年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について

議案第28号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第29号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第30号 銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和3年11月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

10月24日に開催いたしました令和3年10月教育委員会定例会の議事録を事前

にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第27号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第27号「令和3年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」ご説明いたします。令和3年12月補正予算総括表をご覧ください。令和3年12月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和3年度銚子市一般会計（教育費）補正予算として、歳入分2事業、合計65万円、歳出分7事業、合計4千497万9千円を増額しようとするものです。それぞれの予算要求の体的な内容については、担当課長から説明させていただきます。

それでは、このうち学校教育課所管分について、ご説明いたします。

まず、歳入です。1番、諸収入である市有物件建物損害共済災害共済金収入の補正は、歳出1番の中学校施設管理経費のうち第三中学校屋上防水修繕工事に対する保険金19万1千円を計上したものです。

次に歳出です。1番は、10月1日の台風16号により被災した第二中学校プールフェンス復旧工事及び第三中学校屋上防水修繕工事で、164万4千円を増額要求するものです。2番及び4番は、光熱水費の増額要求で、小中学校における冬場のエアコン使用により不足が見込まれる電気料金、合わせて514万5千円を増額要求するものです。3番及び5番は、令和2年度に普通教室をメインに整備した校内無線LAN設備を、特別支援教室へ追加整備しようとするものなど、小中学校における通信環境をより良いものにするため、備品購入費など合わせて290万7千円を増額要求するものです。3ページをご覧ください。債務負担行為につきましては、年度当初から

契約の履行が必要な経費ですが、契約事務に時間を要することから、令和3年度中から契約事務を始められるようにするためのもので、小学校・中学校汚水処理施設保守点検業務委託、小学校・中学校ごみ収集運搬業務委託、海上小学校スクールバス運行管理業務委託、ICT支援員設置業務委託（小学校費・中学校費）について、債務負担行為を設定しようとするものです。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

**【社会教育課長】**

それでは、社会教育課所管分につきましてご説明いたします。令和3年12月補正予算総括表の1ページをご覧ください。はじめに歳入です。2番の諸収入である市有物件建物損害共済災害共済金収入の補正は、歳出6番の地区コミュニティセンター管理経費のうち中央地区コミュニティセンターの正面玄関壁面モルタル補修外工事と図書館棟和室エアコン更新工事に対する保険金45万9千円を計上したものです。

次に歳出です。6番は、長年の暴風などによる中央地区コミュニティセンターの屋根防水シートの破損などによる雨漏り対応のための復旧措置に係る工事と、10月1日の台風16号の暴風雨により被災した中央地区コミュニティセンター正面玄関壁面モルタル補修外工事及び図書館棟和室エアコン更新工事と、同じく暴風雨により被災した西部地区コミュニティセンター軒天の一部撤去工事を行なうもので、合わせまして182万5千円の増額要求するものです。7番は、平成25年の建築基準法施行令の改正によりまして、市民センターホールの吊り天井は遡及的に適応されない既存不適格となっておりますが、施設を利用する市民の安全を確保するとともに災害時における避難所としての役割が十分に果たせるようにするため、特定天井改修工事及び改修設計業務委託を行なうもので、合わせまして334万5千8百円を増額要求するものです。2ページをご覧ください。繰越明許費につきましては、特定天井改修工事、市民センター改修事業ですが、その実施に5か月程度の期間を要しまして年度内執行完了が不可能であるため、繰越明許費を設定しまして2か年度で事業を行なうものでございます。3ページをご覧ください。債務負担行為につきましては、当該年度から契約の履行が必要な経費ですが、契約事務に時間を要することから、令和3年度中から契約事務を始められるようにするためのもので、6番の中央地区コミュニティセンター特定建築物定期報告書作成業務委託、7番の市民センター特定建築物定期報告書作成業務委託につきまして、債務負担行為を設定しようとするものです。以上で社会教育課所管分の説明を終わります。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【安藤委員】**

災害共済の収入に対して、補修のための予算がかなり大きく一般財源から出ていますが、この差といいますか、災害共済というのは災害を受けた分、払われるということではないのですか。

**【教育総務室長】**

歳出1番の中学校施設管理経費のところですけども、共済の収入19万1千円となっております。教育総務室の場合、二中のプールフェンス復旧工事と三中の屋上防水

修繕工事とありますが、建物に対する共済ですので、三中の屋上防水修繕工事のみ該当となります。事業費の2分の1が収入となりますので、三中の事業費の予算額が38万2千800円ですので、その半分の19万1千円が収入として入ってくるということになります。

**【社会教育課長】**

社会教育課所管分につきましては、同じく歳出6番の部分が台風16号によるものですが、詳細を申し上げますと4つの工事があります。そのうち災害にかかるものにつきましては、中央地区コミュニティセンターの正面玄関モルタル補修工事と図書館棟3階の屋上のエアコン室外機が倒壊してしまったことによる更新工事、この2つの工事が共済金の対象となります。ですので、事業費と特定財源の差というのはそこに出てくるようでございます。

**【松崎委員】**

今説明していただいた台風16号による被害ですが、二中、三中そして中央地区コミュニティセンター等が出されました。それら以外で、ここには出ていませんけども被害などはあったのですか。

**【学校教育課長】**

これまでも、例えば窓の棧から水が入ってくるといったことはございましたが、台風16号によって、というものは二中と三中の件になります。

**【松崎委員】**

工事が必要なものはこれくらいだということですね。

**【社会教育課長】**

社会教育課所管分は、西部地区コミュニティセンターになりますが、建物が非常に老朽化しておりまして、軒天の一部が崩落してしまいましたので、その軒天を撤去する工事を今回行ないます。

**【教育長】**

ほかに質疑はございますか。

ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第3 議案第28号及び日程第4 議案第29号は関連がありますので、一括議題といたします。議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案28号「銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第29号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」一括して提案理由を説明いたします。それでは改正の内容について説明します。まず議案第28号についてです。令和3年10月11日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に合わせ、市立高等学校の教育職員について千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正をしようとするものです。職員手当の改正につきましては、民間給与との均衡を図るため、期末手当の年間の支給割合を現行の2.55月分から0.15月分引き下げ、2.4月分に改めることとし、本年度12月期の期末手当を1.125月分に、令和4年度以降は、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.2月分に改定しようとするものです。

次に議案第29号についてです。銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定については、現行、行っていない支給日の繰り上げ規定を削除するほか既定の整備をしようとするものです。改正の内容は以上のとおりですが、本年度の期末手当に係る改定は、令和3年12月1日から適用するものとし、令和4年度以降の期末手当に係る支給割合に係る改定は、令和4年4月1日から改正をおこなおうとするものです。以上で議案28号及び議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議ください。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【安藤委員】**

議案第28号について、これは県に合わせたということですか。そうすると、県の改定というのはどのような考えで行われたものですか。参考までに教えてください。

**【学校教育課長】**

県のほうは、国の人勧と関わってくると思うのですが、国と県では職員の職種、職員構成の違いから、若干の違いはありますけども、基本的な点は統一しているというところで聞いております。

**【伊藤委員】**

私の記憶が間違いではなければ、毎年この議案がだされているように思うのですが、これは労働する側と協議をして給料が変わってくるからですか。

**【学校教育課長】**

民間給与との均衡を図るために、民間の状態を見ながら、先生方で言えば給与といったものについて、協議されて下りてくるというかたちになります。

**【伊藤委員】**

これは毎年やらなければいけないですか。

**【学校教育課長】**

毎年だと思います。

**【伊藤委員】**

議案第29号の改定というのは、これは毎年ではなく、条例などが変わって、それに合わせるためにやったのですか。

**【学校教育室長】**

規則改正についてですが、賞与の支給日について規則から削除するものです。元々、規則上6月期の賞与は6月30日支給、12月期は12月10日の支給と定まっておりました。今回、規則改正で17条が削除されますが、こちらは支給日を別の日に規定できるという特出しの条項になっております。それについては、昨年度、職員組合との交渉により、今まで銚子市は6月15日支給だったものを国、県に合わせて6月30日支給にしてほしいということで、交渉によって国、県に合わせてまいりました。市長事務部局の規則も今年度改正になりまして、今回この給与改定と同時に賞与の支給日の規定の改定を行なうものです。

**【伊藤委員】**

議案第28号のほうは、毎年定例会でやらなければいけないけれど、29号のほうは、今回決定されたら、何か変わらない限りは、毎年やるものではないということですか。

**【学校教育室長】**

この規則改定については毎年やるものではなく、今回限りになります。

**【藤本委員】**

議案第29号の、17条の2項を削除するというのは、県内の市立高校、もっといえば教育委員会等、こういった文言は削除するのが主流なんではないでしょうか。

**【学校教育室長】**

他市の状況については調査しておりませんので把握しておりませんが、こちらは市長事務部局に合わせて規則改正を行なっています。

**【教育長】**

ほかに質疑はございますか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

はじめに議案第28号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

次に議案第29号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第30号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第30号「銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定」について提案理由を説明します。本議案は、令和5年度の銚子市立銚子高等学校の生徒の定員を改めようとするものです。令和元年11月27日の教育委員会定例会におきまして、令和3年度入試から、市立高校の募集定員を1クラス削減し、普通科の定員を840人から800人へと改正しました。定員削減につきましては、少子化による通学区内の中学校卒業生数の減少により、現在の定員を維持することが難しい状況にある、という判断が大きな理由でありました。

改正の内容について説明します。市立高校の定員につきましては、銚子市立高等学校管理規則第3条第1項で、全日制の課程 普通科及び理数科の定員が定められています。令和3年度入試から、第1年次の定員が40人減り、320人から280人となり、普通科の定員が800人となりました。令和4年度入試も同様に40人減り、普通科の定員が760人となりました。令和5年度入試も、第1年次の定員を令和4年度入試と同様に280人とすると、普通科の定員がさらに40人減ることになります。

つきましては、令和5年度の定員を、普通科760人の定員から40人減じ、普通科720人への変更が、改正の内容となります。なお、全日制の課程理数科120人については変更ありません。また、施行期日は、令和5年4月1日となります。以上、議案第30号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第30号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時35分

以上をもちまして、令和3年11月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年12月23日

署名委員 安 藤 清

署名委員 伊 藤 晴 美